

(目的)

第1条 この規程は、甲南女子大学（以下「本学」という。）において、教育研究上の能力又は業績を有する教育職員（以下「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創設し、本学における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「任期制法」という。）に基づき採用する教員の任期制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期制法第4条第1項第1号から第3号までの規定に基づき、任期を定めて任用する教員を本学において、第3種特任教員という。

2 第3種特任教員の教育研究組織、職位、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(雇用契約)

第3条 学部長は、第3種特任教員の採用について、人事委員会の審議の結果を学部教授会に諮り、その議を学長に報告するものとする。

2 理事長は、学長の報告に基づき、次の各号について、合意した者と雇用契約を締結する。

(1) 任期は、3年以内の理事長の定める期間とする。ただし、任期の期間内に70歳に達する場合は、その任期は、70歳に到達する年度の3月末日までの期間とする。

(2) 前号の任期満了により雇用契約は終了し、教員は退職する。ただし、第4条第3項第1号及び第2号の規定に基づき、再任用する場合には、改めて雇用契約を締結する。

(3) この規程に基づき任用された者には、就業規則を適用する。ただし、就業規則第27条（退職願）、第31条（定年）、第32条（給与）、第34条（退職金）の規定は適用しない。

3 雇用契約は、当該教員の申し出により途中解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究に支障のないよう双方協議のうえ、決定するものとする。

(再任用)

第4条 学部長の発議に基づき、人事委員会が、第2条第2項及び別表に定める再任用を相当と認めるときは、当該学部長は、総合審査の結果を添えて、学長に報告する。

2 理事長は、学長の報告を受けて再任用を相当とするときは、任期満了3箇月前までに再任用基準を決定し、当該教員に通知する。

3 再任用に関する基準は、次の各号とする。

(1) 同職位において、任期を定めて再任用する。

(2) 昇任させたい場合、任期を定めて再任用する。

4 再任用の期間内に、70歳に達する場合には、その任期は、70歳に到達する年度の3月末日までの期間とする。

(給与)

第5条 第3種特任教員の給与は、専任教員の給与体系によらず、別に定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

(規程の公表)

第7条 この規程の制定及び改廃は、公表する。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年3月19日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学部等の設置時の特例として70歳を超えた者について、第3条第2項第1号及び第4条4項にかかわらず、任用することができるものとする。

附 則

この規程（改正）は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、令和2年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織	対象の職位	任期	再任用事項	適用
文学部 日本語日文化学科 メディア表現学科	教授 准教授 講師 助教	3年以内（再任用の場合の任期は、通算して5年を超えない範囲）	再任用可 （原則として1回限り）	任期制法 第4条 第1項 第1号乃至 第3号
国際学部 国際英語学科 多文化コミュニケーション学科	教授 准教授 講師 助教	3年以内（再任用の場合の任期は、通算して5年を超えない範囲）	再任用可 （原則として1回限り）	任期制法 第4条 第1項 第1号乃至 第3号
人間科学部 心理学科 総合子ども学科 文化社会学科 生活環境学科	教授 准教授 講師 助教	3年以内（再任用の場合の任期は、通算して5年を超えない範囲）	再任用可 （原則として1回限り）	任期制法 第4条 第1項 第1号乃至 第3号
看護リハビリテーション学部 看護学科 理学療法学科	教授 准教授 講師 助教	3年以内（再任用の場合の任期は、通算して5年を超えない範囲）	再任用可 （原則として1回限り）	任期制法 第4条 第1項 第1号乃至 第3号
医療栄養学部 医療栄養学科	教授 准教授 講師 助教	3年以内（再任用の場合の任期は、通算して5年を超えない範囲）	再任用可 （原則として1回限り）	任期制法 第4条 第1項 第1号乃至 第3号